

勞働爭議調查表

No. 13

要 求 事 項	原 因	勞 働 者	事 業 種 類	名 稱
	今因賃金に對し、誓約書を提出せしめ、之を認めざるに因る。	總 職 工 三 名。徒 勞 二 五 名。計 五 八 名。 参加人員 徒 勞 二 五 名。	銘山用機械製作 事業主 吉田壽作	福壽鉄工所
經 過	労働組合 関係団体	労働組合 関係団体	解 決	所 在 地
	紛 争	十	昭和十一年四月二十九日 昭和十一年五月五日	相屋郡箱崎町
解 決 事 項	<p>一、誓約書及其他一切の契約は、父足側と之場側との譲合を以て三月以後に其の内容を決定す。但し誓約書作成に於ては、三方が同意を許す。</p> <p>二、作業服其他日用品の給付は、即期研究の上、改善の努力をす。</p> <p>三、暴力行為等の発生せざる様、充分に注意を拂ふ。</p> <p>四、跡目他二場と批駁を慮り、漸次改善の努力をす。</p>			

(昭和 年 月 分)

財團協同會福岡出張所

備 考	<p>金を支給す。</p> <p>五、本事件は、周知の條件に犠牲者を出さざることを、</p> <p>六、十倉駐ルケノエト社、雇人に対し、祖業の言切に及んで、即時解雇す。と、お入。</p>
-----	---